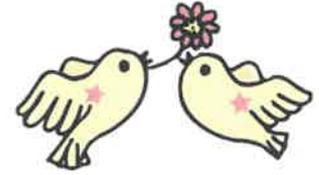




北広島町不育症治療費助成事業のご案内

北広島町では、不育症治療を受けられているご夫婦に対して、不育症治療にかかる費用を助成します。



1 助成を受けることができる人

次の要件をすべて満たす方です。

- 一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関または同等の能力を有する医療機関において、当該専門医により不育症と診断された方
- 当該専門医により、医療保険適用外の不育症の検査及び治療を受けた方
- 夫婦ともに北広島町内に住所のある方
※ただし、居住実態のない方は除きます。
- 初めて助成を申請した際の治療期間初日における妻の年齢が43歳未満である方
- 町民税等を滞納していない世帯

不育症とは・・・？

妊娠はするけれど、流産や死産、早期新生児死亡などを2～3回以上繰り返している場合をいいます。

不育症の検査で調べることは・・・？

子宮形態検査、内分泌検査、血栓の要因検査などがあります。

2 対象となる費用

- 医療保険各法の保険給付が適用されない不育症治療等に関する治療費及び検査料（入院時の差額ベッド代、食事代等治療に直接関係のない費用は除く）

3 助成の内容

(1) 助成額

助成限度額 1回30万円

(2) 助成期間及び回数

妻の治療開始時の年齢が39歳以下の場合、43歳になるまで通算6回
妻の治療開始時の年齢が40歳以上の場合、43歳になるまで通算3回
※初めて助成申請した際の治療期間の初日における妻の年齢です。

4 申請の方法

不育症治療等が終了した日の翌日から数えて2か月以内に、必要な書類等をそろえて、保健課に申請してください。

【申請に必要な物】

- 申請書 ●印鑑 ●戸籍謄本 ●不育症治療等を行った医療機関発行の領収書
- 申請者名義の振込先口座を確認できるもの
- 転入された方は、助成要件確認のため、夫婦の居住実態や世帯の町民税等の納付状況について確認できるもの

【申請・お問い合わせ先】 北広島町役場 保健課 健康増進係

〒731-1595 北広島町有田 1234 番地

電話 050-5812-1853 mail kenkou@town.kitahiroshima.lg.jp